

町田市内の介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成に関する参考資料

厚生労働省

様式

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/doug_a_00002.html

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/doug_a_00002.html

町田市

ハザードマップは地震・洪水・土砂の3種。

地震：町田市防災マップ

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/earthquake/taisaku/bousaimap.html>

洪水：町田市洪水ハザードマップ

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/kouzui.html>

土砂：土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/dosya.html>

風水害時避難施設一覧

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/fuusuigai/suigai.html>

町田市地域防災計画

https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/bouhan/bousai/keikaku/chiiki_bousai/chiikibousaikeikakuhonpen.html

第1章 第4節 被害想定 総則-30 (30) ～47 (47)

第1章 総則
第4節 被害想定

第4節 被害想定

本節では、地震・風水害その他の災害により、市域にどのような被害が及ぼされるか、その危険性について示す。

第1 地震被害の想定

1 被害想定概要

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに地域危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。町田市における地震被害想定は、東京都防災会議が2012年（平成24年）4月に策定・発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づくものとし、これを計画策定の前提条件とする。

【東京都の被害想定策定の経緯】

東京都は1991年（平成3年）に、関東大地震（マグニチュード7.9、死者など14万人）の再来を想定した「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」を公表した。また、1997年（平成9年）には、阪神・淡路大震災を踏まえ、中央防災会議で切迫性が指摘された直下地震の被害想定が公表された。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を2005年（平成17年）2月に公表したことなどから、新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、2006年（平成18年）5月に東京都防災会議で決定した。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しが行われ、2012年（平成24年）4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定、公表された。東京都は、今回の被害想定作成に当たって、客観的なデータや科学的根拠に基づいて、可能なかぎり、実際に起こりうる最大の被害像の把握に努めている。

(1) 被害想定前提

今回、都において想定されている被害想定前提は次のとおりである。

① 想定する地震

東京都防災会議は、以下に示す4つの種類の地震のパターンを想定している。

種 類	首都直下地震		海溝型地震	活断層で発生する地震
	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震 源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規 模 (マグニチュード)	M7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km
発生頻度	南関東において、同種の地震は「1885年から2004年までの119年間に」5つ発生している。(M6.7～7.2)		平均発生間隔 2,300年程度	平均活動間隔 10,000～ 15,000年程度
発生すると されている 確率	今後30年以内に 発生する確率が70%		今後30年以内に 同様の地震が発生 する確率はほぼ 0%とされている。	今後30年以内 の 発生確率は 0.5～2%

第1章 総則
第4節 被害想定

② 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝 5 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 12 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝 5 時の場合と比較して少ない。
冬の夕方 18 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する可能性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い

(2) 本市の地震防災対策の主軸となる被害想定

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定」上で4パターンの地震の型を想定している。

（(1) 被害想定的前提 ①想定する地震・参照）被害想定の結果及び地震の規模をみると、本市において最も大きな被害をおよぼす地震は「元禄型関東地震」である。しかし、東京都は報告書の中で、「元禄型関東地震については、地震調査研究推進本部では海岸地形の調査研究から、平均発生間隔が 2,300 年程度と推定され、今後 30 年以内に同様の地震が発生する確率はほぼ 0%とされている。」としたうえで、「発生頻度が低い場合でも、過去に発生した地震で、ひとたび発生すると大きな被害を及ぼすおそれがあるものについては、検討を行っておく必要がある。」として被害想定を行っている。

これらの地震の発生確率や頻度を比較すると、東京湾北部地震並びに、本市に大きな影響を与える多摩直下地震は、今後 30 年以内に発生する確率が 70%と可能性が高く、対策が急務といえる。

そこで、本市の地震防災対策は、東京都の被害想定4つの地震の型の中で、市域に与える被害が元禄型地震に次いで大きく、かつ最も切迫性の高い「多摩直下地震（M7.3）」の被害想定を軸として、計画の検討を行っていくこととする。

ただし、被害想定最大の元禄型関東地震や、想定外の災害・想定以上の災害、複合災害等についても念頭において、防災対策を推進するものとする。

第1章 総則

第4節 被害想定

(3) 多摩直下地震（M7.3）による市域の被害想定結果の概要

本市の、多摩直下地震（M7.3）による被害想定結果の概要は以下のとおりである。

- ① 想定地震による本市の震度は、市域の北～中央にかけて震度 6 強、市南部で震度 6 弱を示す。
- ② 建物の全壊棟数は、3,931 棟である。原因は、ゆれによるものが大部分である。
- ③ 火災延焼による焼失棟数は、冬 18 時・風速 8m/s では 3,443 棟（ゆれ等による倒壊建物との重複を除いた場合は、3,324 棟）である。
- ④ 死者の数は、冬 5 時・風速 8m/s で 267 人である。また、負傷者の数は、冬 5 時・風速 8m/s で 4,278 人である。
- ⑤ 死者及び負傷者の主な原因は、ゆれ、液状化による建物被害、及び火災である。
- ⑥ 避難人口は、冬 18 時・風速 8m/s では 92,758 人である。
- ⑦ 閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数は、冬 18 時・風速 8m/s では 100 台である。
- ⑧ 町田駅周辺の滞留者は 38,196 人であり、その中でも屋外に滞留すると見られる人数は 12,268 人である。（第 3 章第 11 節第 1 参照）
- ⑨ 冬 18 時・風速 8m/s では停電率が 11.4%、固定電話不通率が 3.2%となる。また、上水道断水率が 34.9%、下水道管きよ被害率が 25.9%である。
- ⑩ 震災廃棄物の量は、冬 18 時・風速 8m/s では重量 120 万トン・156 万 m³である。

第1章 総則
第4節 被害想定

■町田市の被害想定結果一覧（出典：2012年（平成24年）4月 首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

地震の種類				多摩直下		東京湾北部		元禄型関東		立川断層帯	
マグニチュード				M7.3		M7.3		M8.2		M7.4	
風速				8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
建物被害	ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊	原因別建物全壊棟数	計（棟）	3,931		870		8,500		306	
			ゆれ（棟）	3,797		789		8,358		253	
			液状化（棟）	7		6		7		1	
		原因別建物半壊棟数	急傾斜地崩壊（棟）	128		76		135		53	
			計（棟）	12,521		7,396		15,486		2,970	
			ゆれ（棟）	11,857		6,903		14,768		2,800	
	火災延焼による建物被害	焼失棟数（棟）	液状化（棟）	368		310		415		41	
			急傾斜地崩壊（棟）	296		184		303		130	
			冬5時	658	625	218	208	1,088	1,032	170	160
		焼失率（%）	冬12時	999	947	288	274	2,701	2,556	170	160
			冬18時	3,443	3,255	506	481	7,609	7,188	312	294
			冬5時	0.6	0.6	0.2	0.2	1.0	0.9	0.2	0.1
人的被害	死者	計（人）	冬12時	0.9	0.9	0.3	0.2	2.5	2.3	0.2	0.1
			冬18時	3.1	3.0	0.5	0.4	6.9	6.5	0.3	0.3
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬5時	267	266	63	63	564	563	24	24
			冬12時	146	145	35	35	321	318	15	15
			冬18時	229	225	47	47	494	486	20	20
			冬5時	237	237	50	50	522	522	16	16
		急傾斜地崩壊（人）	冬12時	118	118	25	25	259	259	8	8
			冬18時	152	152	32	32	335	335	10	10
			冬5時	11	11	7	7	12	12	5	5
			冬12時	7	7	4	4	8	8	3	3
		火災（人）	冬18時	8	8	5	5	9	9	3	3
			冬5時	17	16	6	5	29	27	3	3
			冬12時	20	19	6	5	53	50	3	3
			冬18時	68	63	10	10	149	141	6	6
		津波（人）	冬5時	-	-	-	-	0	0	-	-
			冬12時	-	-	-	-	0	-	-	-
			冬18時	-	-	-	-	0	0	-	-
		ブロック塀等（人）	冬5時	1	1	1	1	2	2	0	0
			冬12時	1	1	1	1	2	2	0	0
			冬18時	1	1	1	1	2	2	0	0
		屋外落下物（人）	冬5時	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0	0	0	0	0
			冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物（参考値）（人）	冬5時	13	13	7	7	15	15	4	4
			冬12時	7	7	4	4	8	8	2	2
			冬18時	8	8	4	4	10	10	2	2
	負傷者	計（人）	冬5時	4,278	4,276	1,882	1,881	6,919	6,912	743	743
			冬12時	2,575	2,570	1,048	1,047	4,380	4,368	423	423
			冬18時	3,200	3,167	1,271	1,270	5,406	5,369	509	509
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬5時	4,189	4,189	1,840	1,840	6,757	6,757	716	716
			冬12時	2,464	2,464	1,009	1,009	4,099	4,099	398	398
			冬18時	2,863	2,863	1,224	1,224	4,675	4,675	479	479
		急傾斜地崩壊（人）	冬5時	14	14	8	8	15	15	6	6
			冬12時	9	9	6	6	10	10	4	4
			冬18時	10	10	6	6	11	11	4	4
		火災（人）	冬5時	30	28	10	9	86	79	6	5
			冬12時	56	52	10	9	211	198	6	6
			冬18時	282	249	17	16	660	623	11	10
		ブロック塀等（人）	冬5時	43	43	23	23	56	56	15	15
			冬12時	43	43	23	23	56	56	15	15
			冬18時	43	43	23	23	56	56	15	15
		屋外落下物（人）	冬5時	2	2	0	0	5	5	0	0
			冬12時	2	2	0	0	5	5	0	0
			冬18時	2	2	0	0	5	5	0	0
		屋内収容物（参考値）（人）	冬5時	253	253	135	135	291	291	43	43
			冬12時	171	171	94	94	192	192	30	30
			冬18時	175	175	95	95	200	200	31	31
	うち重傷者	計（人）	冬5時	453	453	104	104	981	979	39	39
			冬12時	286	284	65	65	632	628	26	26
			冬18時	389	379	76	76	846	835	30	30
		ゆれ・液状化 建物被害（人）	冬5時	421	421	88	88	927	927	28	28
			冬12時	248	248	51	51	546	546	16	16
			冬18時	288	288	59	58	634	634	19	19
		急傾斜地崩壊（人）	冬5時	7	7	4	4	7	7	3	3
			冬12時	5	5	3	3	5	5	2	2
			冬18時	5	5	3	3	5	5	2	2
		火災（人）	冬5時	8	8	3	3	24	22	2	2
			冬12時	16	14	3	3	59	55	2	2
			冬18時	79	69	5	5	184	174	3	3
		ブロック塀等（人）	冬5時	17	17	9	9	22	22	6	6
			冬12時	17	17	9	9	22	22	6	6
			冬18時	17	17	9	9	22	22	6	6
		屋外落下物（人）	冬5時	0	0	0	0	1	1	0	0
			冬12時	0	0	0	0	1	1	0	0
			冬18時	0	0	0	0	1	1	0	0
		屋内収容物（参考値）（人）	冬5時	56	56	30	30	64	64	8	8
			冬12時	37	37	21	21	42	42	5	5
			冬18時	38	38	21	21	43	43	6	6

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

第1章 総則
第4節 被害想定

地震の種類		多摩直下		東京湾北部		元禄型関東		立川断層帯		
マグニチュード		M7.3		M7.3		M8.2		M7.4		
風速		8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	
停電率(%)	冬5時	9.4	9.4	2.7	2.7	19.7	19.7	1.0	1.0	
	冬12時	9.7	9.6	2.8	2.8	20.8	20.7	1.0	1.0	
	冬18時	11.4	11.3	3.0	3.0	24.1	23.9	1.2	1.1	
固定電話不通率(%)	冬5時	0.8	0.8	0.3	0.3	1.5	1.5	0.1	0.1	
	冬12時	1.1	1.1	0.3	0.3	2.9	2.8	0.2	0.2	
	冬18時	3.2	3.1	0.5	0.5	7.1	6.7	0.3	0.3	
低圧ガス供給支障率(%)	①ブロック内全域でSI値が60kne超のケース	0.0		0.0		64.2		0.0		
	②ブロック内1/3でSI値が60kne超のケース	68.7		0.0		95.7		0.0		
上水道断水率(%)		34.9		9.3		64.1		6.6		
下水道管きよ被害率(%)		25.9		22.3		27.9		20.3		
避難	避難人口(人)	冬5時	83,126	83,011	30,151	30,114	137,634	137,461	15,942	15,914
		冬12時	84,304	84,126	30,414	30,363	142,660	142,208	16,117	16,078
		冬18時	92,758	92,109	31,235	31,142	157,946	156,634	16,657	16,587
	避難生活者数(人)	冬5時	54,032	53,957	19,598	19,574	89,462	89,350	10,363	10,344
		冬12時	54,798	54,682	19,769	19,736	92,729	92,435	10,476	10,451
		冬18時	60,293	59,871	20,303	20,242	102,665	101,812	10,827	10,782
	疎開者人口(人)	冬5時	29,094	29,054	10,553	10,540	48,172	48,111	5,580	5,570
		冬12時	29,506	29,444	10,645	10,627	49,931	49,773	5,641	5,627
		冬18時	32,465	32,238	10,932	10,900	55,281	54,822	5,830	5,805
帰宅困難者		滞留者数(人)		319,134						
		帰宅困難者数(人)		86,680						
滞留者	町田駅	駅周辺滞留者	屋内滞留者(人)		25,928					
			屋外滞留者(人)		12,268					
			合計(人)		38,196					
	待機人口	自宅(人)		7,715						
		移動無し(人)		3,240						
		移動開始前(人)		7,638						
	合計(人)		18,593							
	滞留場所不明人口(人)		2,011							
	合計(人)		58,800							
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数(台)		冬5時	96	96	72	72	122	122	56	56
		冬12時	97	97	72	72	124	124	56	56
		冬18時	100	99	73	73	130	129	56	56
災害時要援護者(死者数)(人)		冬5時	118	117	28	28	248	247	11	11
		冬12時	86	86	21	21	188	187	9	9
		冬18時	133	131	28	28	287	282	12	12
自力脱出困難者(人)		冬5時	1,609		335		3,543		107	
		冬12時	948		193		2,084		63	
		冬18時	1,100		227		2,421		73	
震災廃棄物	重量(万トン)	冬5時	114	114	44	44	191	191	19	19
		冬12時	114	114	44	44	195	195	19	19
		冬18時	120	120	45	45	206	205	19	19
	体積(万m3)	冬5時	144	144	61	61	234	234	25	25
		冬12時	145	145	61	61	241	241	25	25
		冬18時	156	155	62	62	262	260	25	25

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※ 東京ドーム1個分の体積(容積)は124万㎡

(4) 避難施設への避難人口及び食糧備蓄必要数量の想定

当計画において、水・食糧等の備蓄必要数を算定する基礎人口は、避難行動をとると見られる最大数の92,758人とする。

また、避難施設の収容人員は、家屋倒壊等の建物被害により避難せざるを得ないと見られる52,939人を基礎として算定する。

区分	人数	備蓄食料	避難施設収容
避難者数	92,758人		
建物被害による避難人口※1	52,939人	○	○
ライフラインの支障により物資を求める人口※2	39,819人	○	—

※1 建物の全壊・焼失による被害人口と、半壊による被害人口の50.3%の合計

※2 ライフラインの支障による被害(断水)を受けた被災者のうち、水・食糧等の物資を避難施設へ求める(避難行動の一種)と見られる一定割合の人口

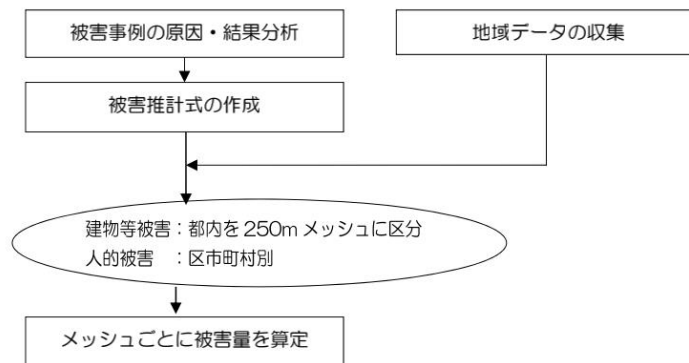
第1章 総則
第4節 被害想定

(5) 想定手法

① 被害想定は、概ね以下のようなプロセスで進められている。

過去の地震被害のデータに基づき、被害項目ごとに被害の原因と結果の関係を分析し、被害推計式を作成する。

次に、地域の特徴を詳細に分析するために、都内を250m×250mメッシュに区分し（東京都全体で約28,000メッシュ）、各項目につきその地域データを被害推計式に投入して、メッシュごとの被害量を算出する。

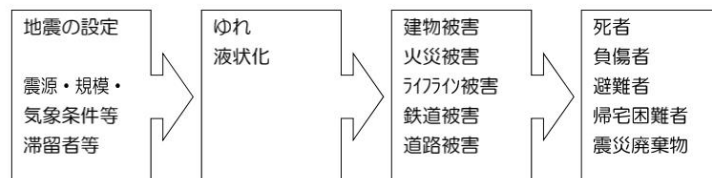


② 各項目の被害の推計は、以下のような関係で行っている。

地域状況をメッシュごとに調査分類した後、それぞれに想定地震のゆれを加え、地盤のゆれやそれに伴う液状化を推計する。

次に、ゆれによる被害と液状化による被害に分けて、建物被害、火災被害、ライフライン被害、交通被害等を推計する。

さらに、建物被害、火災被害等から死傷者数等を推計し、建物被害、火災被害、ライフライン被害等からは避難者数を、滞留者等からは帰宅困難者数を推計する。



2 地震の種類

地震は、その発生機構の違いから、①プレート境界付近で発生する「海溝型地震（プレート境界型地震）」、②陸域のプレート深部で発生する「内陸型地震（プレート内地震）」の2つに大別することができる。

このうち、東京都を含め南関東地域に被害を及ぼすおそれのある地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する海溝型地震と、活断層の活動による内陸型地震である。

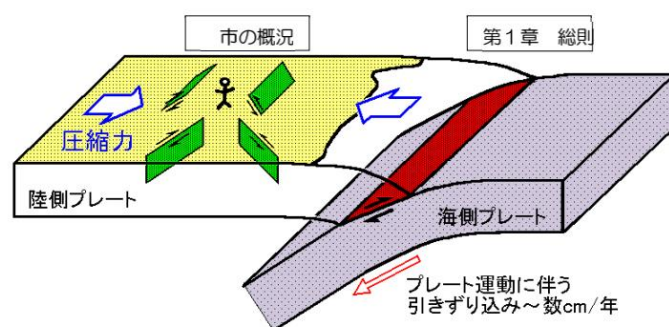
第1章 総則
第4節 被害想定

首都東京の直下では、陸側のプレートの下に、東から太平洋プレートが、南からフィリピン海プレートが沈み込んでおり、これらのプレート境界では、プレート先端が跳ね上がることでマグニチュード8クラスの海溝型地震が発生する可能性がある。

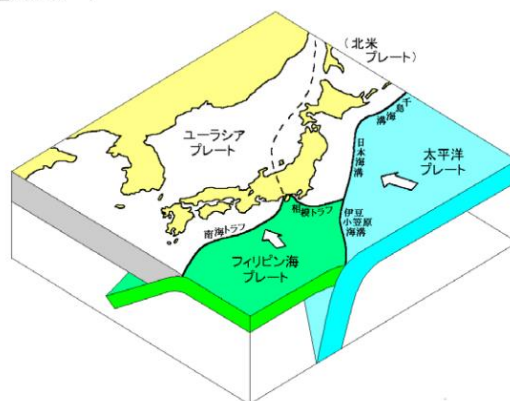
南関東では、200～300年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に、マグニチュード7クラスの直下型地震が数回発生すると想定されている。

さらに、東京は、都市機能を支える電力のほか、食糧や生活必需品など多くの物資を他の地域に依存しており、東日本大震災のように、首都圏以外で発生した地震災害によって、電力供給停止や物流の途絶などの連鎖的被害が引き起こされることも懸念される。

■海溝型地震と内陸型地震の模式図



■日本周辺のプレート



第1章 総則
第4節 被害想定

■地震の種類と地震例

地震の種類	具体的な地震例
首都直下地震	東京湾北部地震（M7.3）、プレート境界多摩地震（M7.3） など
海溝型地震	大正型関東地震（M7.9）、元禄型関東地震（M8.2） など
活断層で起こる地震	立川断層帯地震（M7.4 程度） など
連鎖的被害が懸念される（又は発生した）地震	東海・東南海・南海連動地震 など

3 地震災害の履歴及び周辺の活断層

(1) 地震災害履歴

① 関東地震

本市において記録に残る過去の地震災害で最も大きなものは、1923年（大正12年）9月1日に相模トラフを震源とした関東地震（関東大震災；マグニチュード7.9）であり、関東一円に大きな被害をもたらした。

町田市史によると、関東地震による人的被害は、市全体で53人（死者16、負傷者37）で、南多摩郡の人的被害の70.6%を占めた。このうち旧堺村での被害が17人（死者6、負傷者11）と多かった。これは旧堺村相原付近の集落（谷戸の縁に立地）における山崩れ・崖崩れによるものである。

建物被害でみると、町田市全域で家屋の全壊 1,333戸、半壊 2,223戸で、合計3,556戸が被害を受けた。旧町村別にみると、鶴川村で全壊 328戸、半壊 578戸（計 906戸）と最も多く、次いで旧忠生村の全壊 305戸、半壊 539戸（計 844戸）、旧町田村の全壊 264戸、半壊 468戸（計 732戸）等の被害があった。

② 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった。日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード9を記録した巨大地震であり、面的に見ても、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼした。巨大地震が引き起こした大津波は、一部で遡上高約40mの高さに達し、東北地方を中心とする太平洋岸の地域に襲いかかり、沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

想定外の大きさの津波に襲われた福島第一原子力発電所では、電源設備が破壊され、冷却機能の喪失に伴う炉心溶融、建屋の水素爆発などの大事故が引き起こされた。この結果、放射性物質が広範な地域に拡散し、大量の避難者や放射能による土壌汚染、農畜産物への影響など、様々な被害を及ぼした。

震源から遠く離れた都内においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった直接的な被害に加え、放射性物質の拡散、電力供給不足に伴う計画停電の実施などにより大きな混乱が生じた。また、道路ネットワークの寸断、医薬品や製造業部品等の工場の被災により、物流ネットワークやサプライチェーンが寸断され、都民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼした。

町田市における震度は5強、町田市の被害は、死者2人、負傷者11人（スーパーの車道スロープの崩壊による）、106,400軒が停電、一部地域で断水、建物被害については全半壊は無く一部損壊のみ、避難者数は約1,500人であった。

第1章 総則
第4節 被害想定

(2) 本市周辺の活断層

本市近郊の主要な活断層として「立川断層帯」が挙げられる。立川断層帯は、都が平成9年度及び10年度に立川断層の調査を実施したほか、文部科学省では平成24年度から3か年で重点的調査観測を実施している。

立川断層帯は、活動度B級の活断層であり、多摩地区の北西―南東方向に延びている。活断層調査の結果によると、立川断層帯の南端部では、西暦約1100年以降、北部では約1800年前に活動したと推定され、平均活動間隔は10,000～15,000年程度と推定される。

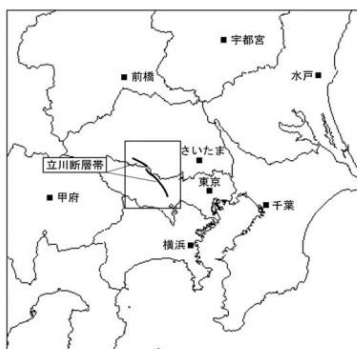
立川断層帯で、予想される地震規模及び発生確率は、マグニチュード7.4程度、30年以内発生確率が0.5～2.0%とされているが、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、地震発生確率がさらに高くなっている可能性も懸念される。（「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」地震調査研究推進本部、平成31年2月26日より）

※ 活断層の活動度とは、活断層の活動の程度をいい、過去の平均変位速度（1,000年あたりの変位量）によってA、B、Cの3ランクに区分したもの。

活動度A： $10 > s \geq 1$
 活動度B： $1 > s \geq 0.1$
 活動度C： $0.1 > s \geq 0.01$

ここで、sは平均変位速度（単位はm/1,000年）

■立川断層帯の概略位置



4 地域危険度

都では東京都震災対策条例に基づき、1975年（昭和50年）11月に第1回（区部）を公表して以来、概ね5年おきに地震に関する地域危険度測定調査を行っており、2018年（平成30年）2月に第8回の結果が公表された。

(1) 目的

地域危険度は、防災都市づくりを進める地域の選定に利用するとともに、都民が住まいの危険性を正しく理解し、地震への備えを進めるために活用する。

公表することで、都民一人ひとりが、住んでいる地域の危険について正しく理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じるための周知・啓発を行う。

第1章 総則
第4節 被害想定

(2) 調査概要

都内都市計画区域のうちの市街化区域の5,177町丁目について、各地域における地震に対する危険性を把握するための指標としての建物倒壊危険度、火災危険度に加えて、第7回から測定を始めた災害時活動困難度を加味した総合危険度について1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を算定している。

① 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地震動による建物の倒壊の危険性を評価しており、危険度は地盤と地域にある建物の種類などによって判定している。

- 地盤は、地盤分類により危険性の大小を評価したほか、地盤の液状化の可能性等についても考慮
- 建物については、阪神・淡路大震災の被害事例も参考にしながら、構造別（木造、鉄筋コンクリート造など）、建築年次別、階数別などに分類し、その耐震性能を評価
- ただし、建物全壊率について、同一の地盤、構造、年代別の建物でも、全て同一ではなく、確率的に分散する仮定で測定

② 火災危険度

火災危険度は、地震による出火と延焼の危険性を測定して、火災の危険性を評価している。

- 出火の危険性は、ガスコンロ、電気ストーブ、化学薬品などの数や使用状況などから算定
- 延焼の危険性は、出火した場合の燃え広がりのシミュレーションを実施し、出火点数及び出火点ごとの全焼棟数をもとに算定

③ 災害時活動困難度

災害時活動困難度は、地域の道路の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価している。

④ 総合危険度

総合危険度は、建物倒壊危険量（棟/ha）、火災危険量（棟/ha）の各値に、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難度の値を掛け合わせ、それを合算し測定している。

(3) 本市における危険度ランク

本市の危険度ランクは、総合危険度では、大部分の町丁目において、相対的に危険度が低いランク1ないし2の評価を得ており、金森1丁目、森野3丁目、高ヶ坂1丁目の3地区がランク3の評価となっている。（危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。）

第1章 総則
第4節 被害想定

第2 風水害

1 風水害

大雨や強風等によって生じる、河川の氾濫や道路等の冠水、崖崩れや土石流等の土砂災害、強風による建物や土木構造物の倒壊・損傷、風倒木及び農作物被害などをいう。

近年の水害は、都市部において地表面のほとんどがアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水の流出率が増大するとともに、河道又は下水道（雨水管）への流出時間が短くなり、一度に多量の雨水が河川や下水道に集中して生じる都市型水害が深刻化しつつある。また、地下空間を有する建物や地下街への浸水など新たな水害形態もみられるようになってきている。

2 風水害の履歴

本市での風水害の履歴を以下に示す。

本市では昭和 30 年代以降に住宅開発が盛んになり、急激に都市化が進行したが、治水対策が追いつかず昭和 50 年代前半までは、頻繁に水害に見舞われ床下・床上浸水等の被害が大きかった。しかしその後は、着実に治水対策が進み、近年は水害による被害件数は減少している。

1966 年（昭和 41 年）から 2020 年（令和 2 年）までの 54 年間では、140 回の風水害が発生しており、概ね 1 年に 2.6 回の割合で発生していたことになる。月別には、8 月と 9 月が 64 回と際立って多く全体の 45.7%を占める。

月別風水害件数（1966 年（昭和 41 年）～2020 年（令和 2 年））

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
被害件数	1	0	2	10	9	12	20	32	32	16	4	2	140

過去の大きな被害のあった風水害としては、1966 年（昭和 41 年）の台風 4 号によるものと、1976 年（昭和 51 年）の台風 17 号によるものがあげられる。

1966 年（昭和 41 年）の台風 4 号では、鶴見川・境川流域において、強い雨が降り始め、市内で床上浸水 410 棟、床下浸水 1,502 棟、道路冠水 18 箇所、崖崩れ 35 箇所の被害があった。

1976 年（昭和 51 年）の台風 17 号では、町田での総雨量が 297 mm に達し、鶴見川・恩田川の本・支川沿いの低地の多くが浸水し、床上浸水 123 棟、床下浸水 205 棟、道路冠水 20 箇所、崖崩れが 128 箇所と多くの被害が発生した。

2005 年（平成 17 年）9 月 4 日には、時間最大雨量 96 mm の集中豪雨が発生し、床下浸水 10 棟、道路冠水 27 箇所の被害が生じた。

2008 年（平成 20 年）8 月 29 日～30 日には、総雨量 165mm、時間最大雨量 115mm の集中豪雨が発生し、床上浸水 27 棟、床下浸水 50 棟、土砂崩れ 22 箇所の被害が生じた。

2014 年（平成 26 年）10 月 5 日～6 日には、台風 18 号に伴い、総雨量 319mm の集中豪雨が発生し、管渠被害、斜面崩壊 2 箇所、防災調整池の越水が生じた。

2017 年（平成 29 年）10 月 22 日～23 日には、台風 21 号に伴い、総雨量 365.5mm、時間最大雨量 45.5mm の大雨が発生し、住家一部損壊 3 棟、土砂崩れ 3 箇所の被害が生じた。

2018 年（平成 30 年）7 月 28 日には、台風 12 号に伴い、総雨量 116.5mm、時間最大雨量 27mm の大雨が発生し、住家一部損壊 1 棟、2 箇所で土留め崩壊が生じた。

2019 年（令和元年）9 月 8 日～9 月 9 日の令和元年房総半島台風（台風 15 号）では、総雨量 147mm、時間最大雨量 19.5mm の豪雨が発生し、住家一部損壊 53 棟、道路冠水 3 箇所、

総則—40（40）

第1章 総則
第4節 被害想定

倒木 52 箇所、ブロック塀倒壊 1 件等の被害が生じた。同年 10 月 11 日～10 月 12 日の令和元年東日本台風（台風 19 号）では、総雨量 452mm、時間最大雨量 61mmの豪雨が発生し、住家半壊 2 棟、住家準半壊 1 棟（内、床上浸水 1 棟）、住家一部損壊 45 棟（内、床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟）、道路陥没 10 箇所、土砂、法面崩れ 18 箇所、汚水溢水 5 箇所、倒木 20 箇所等の被害が生じた。

- ※ 資料編 風水害等履歴一覧
- ※ 資料編 町田市洪水ハザードマップ

3 風水害における危険箇所

現在把握されている市内での風水害の危険箇所は、水防上注意を要する箇所（洪水）として境川で 8 箇所、鶴見川で 5 箇所、水防上注意を要する箇所（工事施工箇所）として、境川で 5 箇所、鶴見川で 1 箇所がある。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、2013 年（平成 25 年）3 月から順次、指定・公表され、2019 年（平成 31 年）3 月 15 日をもって全域で区域指定完了となった。2019 年（令和元年）6 月 28 日現在、土砂災害警戒区域が 1,986 箇所、土砂災害特別警戒区域が 1,736 箇所指定されている。

また、宅地造成工事規制区域については、市内 6,306.8ha が指定されている。

- ※ 資料編 災害危険箇所一覧
- ※ 資料編 災害危険箇所分布図
- ※ 資料編 土砂災害ハザードマップ

4 浸水予想区域

都市型水害に対するソフト対策の一つとして、東京都都市型水害対策連絡会で作成・公表している浸水予想区域図は、東京都管理河川の流域毎に作成されており、2015 年度（平成 27 年度）の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨に更新された。

本市を流れる主な流域としては、境川流域と鶴見川流域（鶴見川・恩田川・真光寺川）がある。境川流域の浸水予想区域図は、2005 年（平成 17 年）7 月に公表され、2018 年（平成 30 年）6 月に最大規模の降雨に改定された。また、鶴見川流域（鶴見川・恩田川・真光寺川）浸水予想区域図は、2007 年（平成 19 年）10 月に公表され、2018 年（平成 30 年）10 月に最大規模の降雨に改定された。

(1) 対象降雨

境川及び鶴見川における浸水予想区域図の対象降雨は、以下のとおりである。

対象とした 降雨	<境川流域（鶴瀬橋上流域）>	<鶴見川流域>
	想定最大規模降雨 ・総雨量 710mm（鶴瀬橋上流域） （境川流域全体で総雨量632mm） ・時間最大雨量 170mm	想定最大規模降雨 ・総雨量 792mm ・時間最大雨量 163mm

(2) 浸水概要

境川流域における浸水予想区域図では、境川に沿って形成されている谷底平野において、ほぼ全域に渡り浸水深3.0m以上と想定されている。また、浸水幅は境川団地付近で最も広く約400mあり、小田急・JR町田駅付近でも100m～200m程度ある。

総則－41 （41）

第1章 総則
第4節 被害想定

境川は、幅の狭い谷底平野を流れる河川で、狭あい部も多く、また対象降雨が非常に大きいため、浸水深が比較的大きくなったと想定される。

鶴見川流域における浸水予想区域図では、鶴見川・恩田川・真光寺川沿いに連続した浸水予想区域があるが、一部では3m～5mの浸水が想定されている。

鶴見川の流域では、0.2～0.5m程度の冠水が予測される箇所が点在するが、これは流域の宅地化と下水道の整備にともない、一時的に下水道の雨水排水能力を超えるために生じる都市型浸水である。

※ 資料編 町田市洪水ハザードマップ

第3 原子力災害

1 本市における原子力災害の危険性

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）^{※1}に、本市及び都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態^{※2}が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた町田市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定するものである。

《注釈》

※1 【緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）】

緊急時に屋内退避等が必要とされる防災対策の重点区域にあたり、原子力発電所から概ね半径30km以内の範囲とされている。UPZとはUrgent Protective action Planning Zoneの略。2011年（平成23年）11月に原子力安全委員会（現・原子力規制委員会）における専門部会防災指針検討ワーキンググループが示した「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の文中にて、従来用いられていたEPZ（緊急時計画区域のことで、原子力発電所からの距離およそ8～10kmの範囲）に代わり用いられるようになった概念。

※2 【原子力緊急事態】

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をさす。原子力災害対策特別措置法第二条に規定されている。

2 東京都における協議の対象となる原子力事業所

東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は神奈川県内の1ヶ所である。

（株）東芝 原子力技術研究所

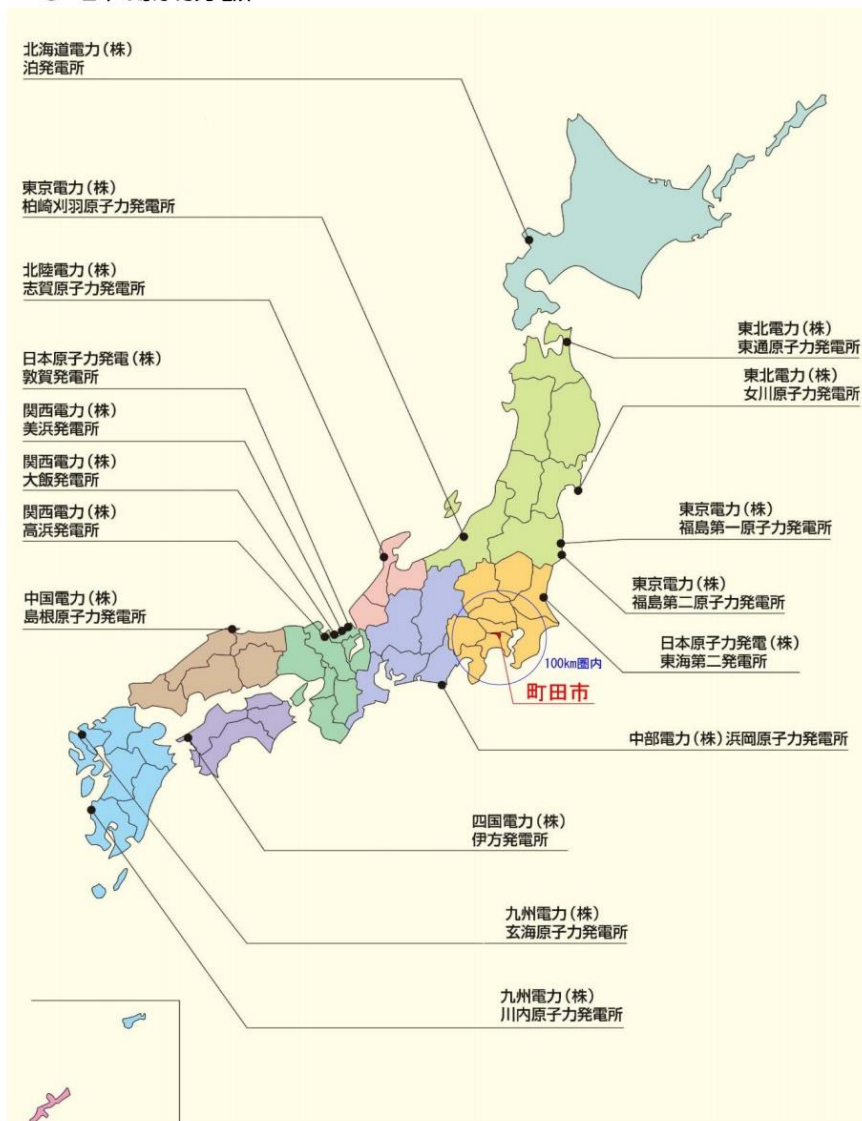
所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号 電話：044-288-8030 FAX：044-266-4801
事業者名	名称：（株）東芝 所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

（「東京都地域防災計画 原子力災害編」より）

総則－42 （42）

第1章 総則
第4節 被害想定

3 日本の原子力発電所



(出典:「電源立地制度の概要」資源・エネルギー庁 HP に加筆・修正)

第1章 総則
第4節 被害想定

第4 火山災害

1 本市に影響を及ぼす火山災害

本市の近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火砕流、泥流等による直接的な火山災害を引き起こすような火山はないが、市の西方に位置する富士山において、宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性が指摘されている。

2 富士山の概要等

(1) 富士山の概要

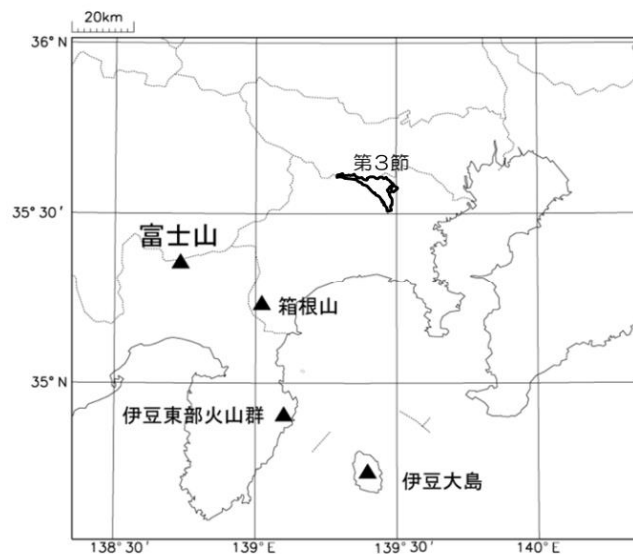
富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

我が国に111存在する活火山の一つであり、活動度はランクB（100年活動度または1万年活動度が高い活火山）とされている。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。

標高1,000m以下の山腹の斜面勾配は10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

市内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、町田市小山田緑地から眺める富士山は、関東の富士見百景の一つとなっている。富士山山頂火口から市庁舎までの距離は、約67.7kmとなっている。



（出典：東京都地域防災計画 火山編）

第1章 総則
第4節 被害想定

(2) 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のよう美しい円錐形の火山となったと考えられている。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

最近の活動では、2000年（平成12年）10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識された。

(3) 富士山における噴火の特徴

- ① 噴火タイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの複合型噴火。少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- ② 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火。
- ③ 噴火規模は、小規模なものが圧倒的に多い。宝永噴火は約2200年前以降で最大の火砕物噴火。
- ④ 781年以降10回の噴火が確認。

(4) 国による検討

2001年（平成13年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）された。その後、火山防災対策の確立のため、2004年（平成16年）6月に富士山ハザードマップ検討委員会によって富士山ハザードマップが作成され、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」が公表された。この中で、宝永噴火と同程度の噴火による被害想定が行われている。

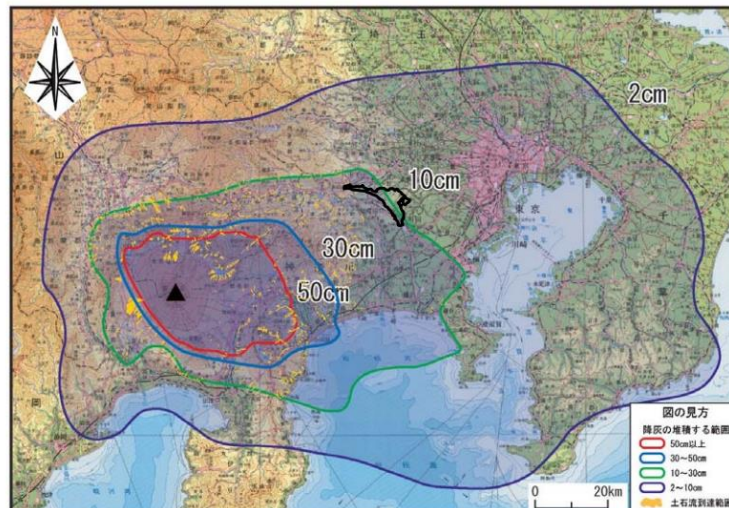
3 本市における降灰の可能性

富士山ハザードマップ検討委員会の報告において、降灰可能性マップは、富士山山頂で宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰分布図（ドリルマップ）を12ヶ月分重ね合わせ、各地点で最も厚く堆積しているドリルマップの降灰堆積深をその地点の降灰堆積深として作成されている。

これによると、本市は南西側で10～30cm程度、北東側で2～10cm程度の降灰堆積深が予想されている。

第1章 総則
第4節 被害想定

■降灰危険性マップ



4 降灰による被害

降灰を大量に吸い込むと呼吸器系疾患などの健康被害を引き起こすおそれがある。

厚さ 10cm 程度以上の降灰があった地域では、降灰後の降雨により土石流が発生するおそれがある。また、厚さ 30cm 程度で建物の倒壊のおそれが生じるため、屋根の上の除灰を行うか、堅牢な建物に避難するなどの対応が求められる。

その他降灰による被害としては、停電、交通マヒ、農作物の被害、商工業・観光業への影響等が挙げられる。

第5 大規模事故災害

1997年（平成9年）の国の防災基本計画の修正において社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、大規模事故等の災害への対応が追加された。

本市においては、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、市の関わる大規模事故として以下の災害を計画の対象とする。

このような大規模事故が発生した場合、市は都及び関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する必要がある。

■ 対象とする大規模事故

- | | | |
|---------|------------------------|----------|
| ○ 航空機災害 | ○ 鉄道災害 | ○ 道路災害 |
| ○ ガス事故 | ○ NBC 災害 | ○ 危険物等災害 |
| ○ 大規模火災 | ○ その他大規模な事故による被害（事故災害） | |

なお、本市の大規模事故災害における計画の策定にあたり、林野火災は大規模火災に含めるものとした。原子力災害については、2012年修正より、第6章に単独の章として独立させている。

第1章 総則
第4節 被害想定

1 航空機災害

- (1) 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落

※ 実際、本市においても1964年（昭和39年）には原町田に米軍機が墜落し、4名もの死亡者が出る事故が起きている。また、町田市周辺においても墜落事故が起きており、尊い命が失われている。

2 鉄道災害

- (1) 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災
(2) 化成品積載列車からの危険物・毒物劇物等の流出等

3 道路災害

- (1) 車両の多重衝突・火災
(2) 危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出等

4 ガス事故

- (1) ガス管等からのガス漏えいによる事故

5 NBC 災害

- (1) N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）が使用される災害の発生

6 危険物等災害

- (1) 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等
(2) 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

7 大規模火災

- (1) 多数の者や要介助者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、デパート、病院、社会福祉施設等）の火災
(2) 市街地における大規模延焼火災
(3) 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

第3章 第1節 応急活動体制の確立

第3章 地震災害応急対策
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
健康対策部 ◎いきいき生活部長 ○保健所長 ○いきいき総務課長 ○保健総務課長	健康対策部事務局	○健康対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめにすること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	いきいき総務課 保健総務課				
	【救護統括班】 班 長：保健総務課長(兼務) 副班長：保健年金課長 健康推進課長	○医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体または医療機関との連携及び調整にすること ○市災害医療コーディネーターとの連携及び調整にすること ○保健医療調整本部の設置及び連絡調整にすること ○病院対策部との連絡調整にすること ○応急医療救護にすること ○救護所の設置及び管理にすること ○医療機関等の情報収集にすること ○医療器材、薬品等の備蓄及び調達にすること ○専門職の支援にすること ○医療救護に関する応援の要請にすること ○負傷者等の搬送の調整にすること ○毒物を保管する事業所の状況把握にすること	●		
	健康推進課 保健総務課 保健年金課				
	【保健班】 班 長：保健予防課長	○被災者の健康管理（感染予防、精神保健医療及びエコノミークラス症候群対策等） ○妊産婦への対応にすること ○要配慮者の特殊医療（人工透析等）の相談・支援にすること ○所管施設の一時的滞在施設としての活用に関する事	●		
	保健予防課	○感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関する事		●	
	【衛生班】 班 長：生活衛生課長	○獣医師会、支援ボランティアとの連携調整にすること ○食品の安全確保にすること ○飲料水の安全等環境衛生の確保にすること ○避難施設での飼育動物（ペット）対策にすること ○被災動物の保護にすること ○くらしの復興にすること	●		
	生活衛生課				
	【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長(兼務) 副班長：高齢者福祉課長 介護保険課長	○要配慮者の救援及び避難誘導にすること ○二次避難施設の開設及び運営にすること ○被災高齢者の生活支援にすること	●	●	
	いきいき総務課 高齢者福祉課 介護保険課	○高齢者福祉団体との連絡調整にすること ○福祉班への応援にすること		●	

第3章 地震災害応急対策
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復興
病院対策部 ◎市民病院事務部長 ○市民病院事務部総務課長	病院対策部事務局 総務課	○病院対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害時災害拠点病院としての体制確保に関すること	●		
	【病院管理班】 班 長：総務課長(兼務) 副班長：施設用度課長 総務課 施設用度課 経営企画室 医事課	○病院施設の点検、管理及び復旧に関すること	●		
		○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に関すること	●		
		○救護統括班との連絡調整に関すること	●		
		○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること	●		
		○応急医療への応援に関すること	●		
		○被災患者の健康管理に関すること		●	
	【病院医療班】 班 長：統括部長 副班長：看護部長 診療部門 看護部門	○入院患者の避難、救護及び安全確保に関すること	●		
		○災害時、災害拠点病院としての活動に関すること	●		
		○応急医療救護に関すること	●		
		○妊産婦の保護に関すること	●		
		○感染症への対応に関すること	●		
		○トリアージ（START、PAT）の実施	●		
		○医療救護及び助産に関すること		●	
町田市消防団 ◎消防団長		○消火活動及び水防活動に関すること	●		
		○その他、市の行う災害対策活動等への協力に関すること ・災害情報の収集及び伝達 ・負傷者等の救助及び救出 ・行方不明者及び遺体の捜索 ・避難広報及び避難誘導 等	●		
		○消防署等との連携に関すること	●		
		○他自治体等の消防団との連携に関すること	●		
		○児童及び生徒の避難及び救護に関すること	●		
町田市立小中学校 ◎教育長		○児童及び生徒の引渡しまでの保護に関すること	●		
		○学校施設の点検に関すること	●		
		○児童及び生徒の安全確認に関すること	●		
		○避難施設の開設への協力に関すること	●		
		○応急教育の実施に関すること		●	
		○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に関すること		●	
		○学校施設の応急復旧に関すること		●	
		○被災学校施設の復興に関すること			●

※指定職員について

指定職員は、初動期（発災～2・3日）において、あらかじめ定められた場所へ参集し、避難施設の開設・運営、市民センターでの情報の収集伝達又は災害対策本部要員としての業務に従事し、おおむね4日目以降は通常の勤務部署に戻るものとする。

第3章 第7節 災害時の医療救護・保健

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健**第7節 災害時の医療救護・保健**

概要	災害発生時には、混乱の中で医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、災害が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神保健医療などが必要となる。 本節では、被災直後の「情報連絡」、「応急救護」、「後方医療」、「特殊医療」及び「医療ケア」について定める。
----	--

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
情報連絡	第1 医療情報の収集伝達	●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会
応急救護	第2 医療救護チームの編成	●	●		救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会
	第3 医薬品・医療用資機材等の調達	●	●		救護統括班、病院管理班、市薬剤師会
	第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動	●	●		救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会
後方医療	第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立	●	●		救護統括班、消防署、警察署、災害統括班
	第6 市民病院の活動	●	●		病院管理班、病院医療班
特殊医療	第7 特殊医療	●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班
医療ケア	第8 保健活動の実施		●	●	保健班
	第9 精神保健医療対策			●	保健班

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

情報連絡

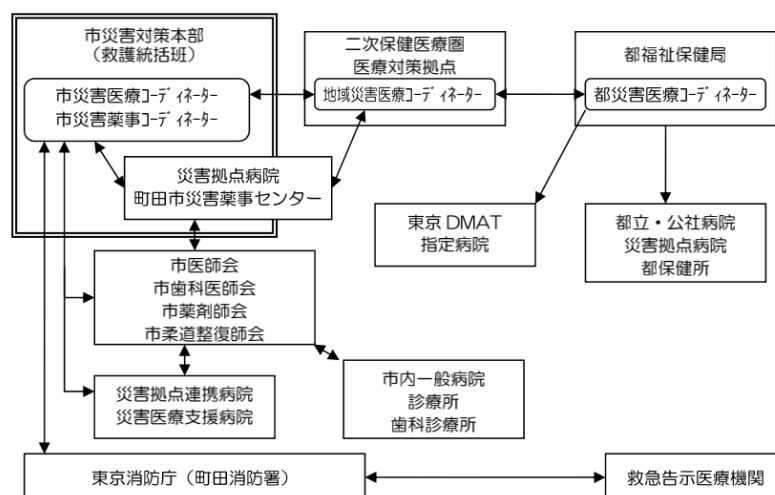
第1 医療情報の収集伝達

(救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会)

1 医療情報の連絡体制確立

救護統括班は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとともに、医療情報の連絡体制を確立する。また、地区医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

医薬品及び薬局に関しても、救護統括班が市災害薬事コーディネーター及び市薬剤師会と連携し、市内の医薬品供給状況及び薬局の被災状況等を把握する。



第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

2 市内医療機関の区分と活動状況等の把握

市内医療機関の区分と活動状況等の把握は、次のとおりとする。

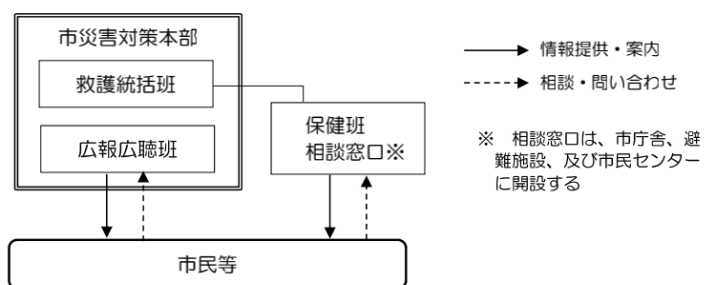
区 分	役割	活動状況等の把握
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。 災害拠点病院の敷地内には、市が緊急医療救護所を設置し、医師会等との協力の下、トリアージ及び軽症者への手当てを行う。	【町田市民病院】 病院管理班が、市民病院の被害状況及び活動状況等を救護統括班（市災害医療コーディネーター）に報告する。 【南町田病院】 南町田病院の事務局より救護統括班（市災害医療コーディネーター）へ、活動状況等を報告する。
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院及び市が独自に定める病院。 災害拠点病院と同様に、敷地内に市が緊急医療救護所を設置し、医師会との協力の下、軽症者への手当てを行う。	救護統括班が、市医師会等の協力を得て、市内の病院等の被害状況及び活動状況等を把握し、情報統括班に報告する。
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応等の医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院※）	また、救護統括班（市災害医療コーディネーター）は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）やFAXも活用して、災害拠点連携病院等の状況について情報収集を図る。
その他一般の医院 診療所 歯科診療所	病院※ではない市内の医院・診療所及び歯科診療所	
薬局	薬剤師の救急救護活動拠点への派遣について市に協力する。また、必要に応じて、可能な範囲で市へ薬剤の供給を行う。	救護統括班（市災害薬事コーディネーター）が、市薬剤師会の協力を得て、活動状況を把握する。

※病院とは、「二十人以上の患者を入院させる施設を有するもの」（医療法）

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

3 市民への情報提供

市民への医療情報の提供・案内及び市民からの医療相談は、保健班が、町田市庁舎、市民センター、避難施設等に相談窓口を設置するとともに、広報広聴班と連携して行う。



4 都への応援要請

救護統括班は、必要に応じて、市災害医療コーディネーターを通じて東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める他、都に対し応急救護の協力を要請する。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

■ 応急救護の実施

第2 医療救護・保健体制の確立

(救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会)

災害により多数の負傷者が発生した場合、あるいはその可能性がある場合において必要と認めるときは、救護統括班を中心とした関係機関及び各コーディネーターは、医療救護チームを編成する。

1 町田市災害医療コーディネーター・町田市災害薬事コーディネーター

市は、救護統括班を中心として、市が任命する町田市災害医療コーディネーター（3名）及び町田市災害薬事コーディネーター（3名）による統括・助言のもと、市内の医療救護活動を実施する。

なお、各コーディネーターは、原則として市庁舎へ参集し、以下に示す活動を行う。

■ 各コーディネーターの活動内容等

区分	選出区分	災害時の主な活動内容
町田市災害医療 コーディネーター	・市医師会医師 ・市民病院医師	① 医療救護チームの派遣に関すること ② 東京都地域災害医療コーディネーター（南多摩医療圏）との調整 ③ 市災害薬事コーディネーターとの連携協力 ④ 医療情報の集約 ⑤ 医薬品及び医療資機材の確保 ⑥ 緊急医療救護所の設置 ⑦ 収容先医療機関の確保
町田市災害薬事 コーディネーター	・市薬剤師会薬剤師	① 市内の医薬品供給状況を踏まえた医薬品の管理に関する調整業務 ② 薬剤師チームの動員等に関する調整業務 ③ 市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院等の病院薬剤部との連携協力

2 保健医療調整本部の設置

保健医療調整本部を設置して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。本部長は、保健所長が担い、事務局は、救護統括班が行う。

3 医療救護チームの編成

救護統括班は、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの協力を得て市医師会による「医療救護チーム」を編成し、市内の救急救護活動拠点等に派遣する。また、必要に応じて市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会に協力を要請する。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

■医療救護チームの主な活動内容

区 分	活 動 内 容
町田市医師会	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への搬送の要否の判定（トリアージ） ○ 搬送困難な患者、軽傷者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する（第17節参照）
町田市歯科医師会	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否の判定（トリアージ） ○ 避難施設内における転送の患者、軽傷者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法医学上の協力
町田市薬剤師会	○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所における傷病者に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所及び町田市災害薬事センターにおける医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難施設の衛生管理・防疫対策への協力
町田市柔道整復師会	○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所における負傷者に対する接骨診療

(1) 市民病院の対応

市民病院（病院対策部）は、都の災害拠点病院としての対応活動が最優先になることから、医療救護チームの編成は、災害拠点病院の活動を考慮して行う。

(2) 市医師会の対応

市医師会は、会員の安否及び被害状況の確認を行い、市災害医療コーディネーターに報告するとともに、会員の派遣等について調整を図る。

(3) 市薬剤師会の対応

市薬剤師会は、救護統括班（市災害薬事コーディネーター）からの災害派遣要請に基づき、会員の派遣等について調整を図る。また、救護統括班からの薬剤の供給依頼があった場合、可能な範囲での医薬品供出等に協力するものとする。

(4) 市歯科医師会・市柔道整復師会の対応

市歯科医師会及び市柔道整復師会は、救護統括班からの災害派遣要請に基づき、会員の派遣等について調整を図る。また、必要に応じて、本部組織等を立上げ、連絡員を派遣する等して市との連絡調整を図る。

市歯科医師会については、別途警察署とも連携し、検視・検案への協力も行う。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

3 東京都地域災害医療コーディネーターへの報告及び応援要請

市災害医療コーディネーターは、救急救護活動拠点を設置し、医療救護チームを派遣した場合、東京都地域災害医療コーディネーターに市の医療救護活動状況を報告する。また、市の対応能力では十分でないと認められる場合、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める他、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて都（福祉保健局）に医療救護班の派遣を要請する。

救護統括班は、派遣要請を行ったことを災害統括班に報告する。

都では、2004年（平成16年）に災害医療派遣チーム（東京DMAT）を発足させ、2019年度（令和元年度）現在25病院を指定しており、災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、派遣することになっている。また、都医療救護班、東京DPAT等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。

さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

第3 医薬品・医療用資機材等の調達（救護統括班、病院管理班、市薬剤師会）

1 町田市災害薬事センターの設置

救護統括班（市災害薬事コーディネーター）は、医薬品供給及び調達を実施するため、町田市災害薬事センターを設置し、市内の医薬品供給体制の統括を実施する。

■町田市災害薬事センターの概要

設置場所	第1候補：市庁舎 第2候補：その他市施設（健康福祉会館等） ※ 医薬品の管理及び運搬に適した部屋を確保する
設置期間	発災後14日間までを基本とする。ただし、市内の医薬品供給状況等を踏まえ、期間延長することがあり得る。
構成員	センター長：市災害薬事コーディネーター そ の 他：救護統括班職員、市薬剤師会会員
業務	① 救急救護活動拠点及び避難施設等における医薬品ニーズの掌握 ② 卸への医薬品発注・東京都への医薬品供給要請 ③ 救急救護活動拠点・避難施設等への医薬品分配 ④ 薬剤師班の差配、支援要請等薬剤師班に関する調整業務 ⑤ 病院薬剤部・薬局・卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

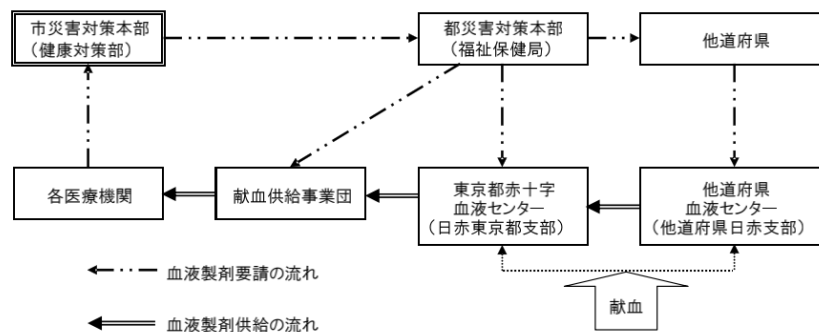
2 医薬品等の使用方針及び調達

医療救護所での医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材等（以下、「医薬品等」という）の使用方針及び調達の方法は、次のとおりとする。

- ① 市内の備蓄品等の使用
原則として、市民病院、救急救護活動拠点等に備蓄されている医薬品等を使用して医療救護活動を展開する。不足する場合は、町田市災害薬事センターが、市薬剤師会に流通在庫品等による供給協力を要請するほか、市内薬局等医薬品販売業者の調達を検討する。
- ② 卸売販売業者への要請
①による調達で医薬品等が不足する場合は、市は、市薬剤師会等から供給を受ける医薬品等の保管及び緊急医療救護所・救護連絡所等への配送仕分けのため、発災後速やかに、町田市災害薬事センター（医薬品調整窓口）を設置する。町田市災害薬事センターでは、卸売販売業者への発注や、市薬剤師会等から提供された医薬品等の管理や仕分けを行うとともに、緊急医療救護所・救護連絡所等からの医薬品等の供給依頼への対応を行う。
- ③ 都への要請
市として医薬品等の入手が困難な場合には、都（福祉保健局）に調達の協力を要請する。
- ④ 医療救護チーム等の医薬品等の活用
医療救護チーム及び都医療救護班の携行した医薬品等は、積極的に活用する。
なお、医療救護チームの医薬品等を使用した場合は、災害救助法が適用された場合を除き、市の費用負担とする。
- ⑤ 調達した医薬品等の納品・分配
調達した医薬品等については、救急救護活動拠点へ供給する分については、災害薬事コーディネーターの助言のもと分配し、卸売販売業者から直接拠点へ納品される。

3 血液製剤の調達

血液製剤が、通常方法での調達が困難となり不足する場合は、市を通して都（福祉保健局）に調達の協力を要請し、確保する。



4 その他の要請

飲料水、洗浄のための給水、電気、電話等通信手段は、災害統括班を通じて都水道局、東京電力パワーグリッド、NTTに要請する。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動
(救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会)

1 救急救護活動拠点

災害時は、市内各所に設置される救急救護活動拠点を中心に、救護活動を実施する。市の定める救急救護活動拠点を以下に示す。

(1) 災害拠点連携病院

救護統括班と市医師会は協力して、地域の被災者の救急救護活動拠点となる市内の9箇所の病院で傷病者受入れの環境を整える。※ 資料編 災害拠点連携病院

(2) 震災時医療拠点・救護連絡所・準救護連絡所等

救護統括班は、地域の被災者の救急救護活動拠点として、次の場所に救護連絡所を設置し、市医師会及び市薬剤師会と協力して環境を整える（最大14日間での終了を目標）。

設置 順位	区分	期間	内容
1	震災時医療拠点 (全避難施設のうち3箇所)	発災直後開設～ 14日目まで	災害拠点連携病院が離れた地域において、発災直後から傷病者が受け入れられるよう、避難施設である市立学校に設置する救急救護活動拠点。市災害医療コーディネーターは、必要な医師、看護師等の人員を早急に確保し、発災後なるべく早期の設置を目指す。
2	救護連絡所 (全避難施設のうち5箇所)	3日目まで (72時間以内)に開設～ 14日目まで	大地震等により災害が発生した場合、必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。
3	準救護連絡所 (全避難施設のうち13箇所)	(局地災害の場合、必要に応じ開設)	市内の局地災害時に、市の要請に基づき必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。
4	その他の避難施設 (全避難施設のうち50箇所)	(必要に応じ開設)	上記の指定21箇所を除いた避難施設。上位の指定場所に設置終了後、必要に応じて設置する。

※ 資料編「町田市指定避難広場」

(3) 現場救護所

消防署は、集団救出現場等で負傷者が多数発生した場合、現場近くに現場救護所を設置する。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

■市内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の一覧

区分	病院名	所在地	都指定	市指定
災害拠点病院	町田市民病院	旭町 2-15-41	○	
	南町田病院	鶴間 4-4-1	○	
災害拠点連携病院	ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8		○
	多摩丘陵病院	下小山田町 1491	○	
	おか脳神経外科	根岸町 1009-4		○
	町田病院	木曽東 4-21-43	○	
	鶴川サナトリウム病院	真光寺町 197	○	
	鶴川記念病院	三輪町 1059-1		○
	町田胃腸病院	旭町 1-17-21	○	
	あけぼの病院	中町 1-23-3		○
震災時医療拠点	町田慶泉病院	南町田 2-1-47	○	
	相原小学校	相原町 1673		○
	成瀬台小学校	成瀬台 2-5-2		○
	大蔵小学校	大蔵町 286		○

※上記の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近傍（敷地内）には、主に軽症者の手当て等を行う緊急医療救護所が設置される。

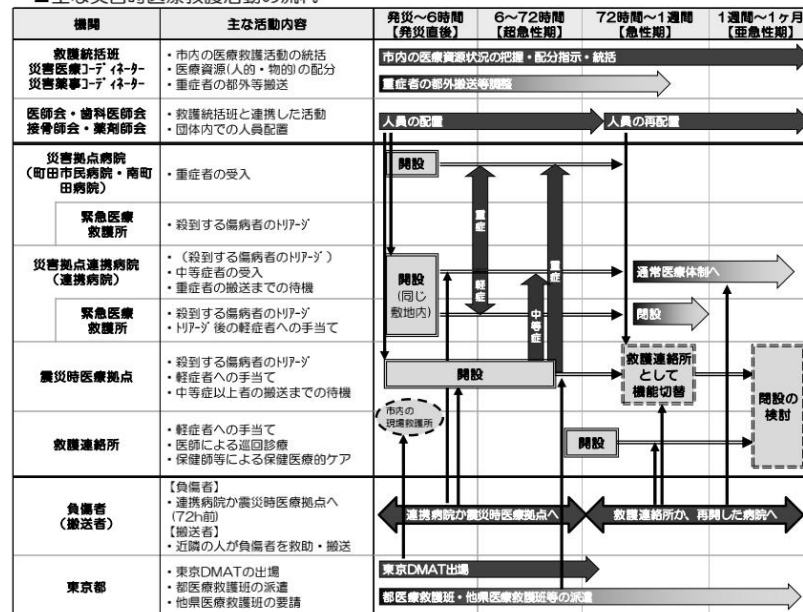
※本表には、東京都の定める災害拠点連携病院のほか、同病院が果たす役割と同様の役割を担う災害時医療の拠点として、町田市が、町田市医師会との協議のもと、独自に定める病院も含む。

2 救護活動

(1) 救護活動

初期の救護活動は、負傷者が多数発生した災害現場等の現場救護所及び負傷者が殺到する災害拠点連携病院での活動を中心とし、そのあとは、避難施設等における救護連絡所の活動を中心とする。

■主な災害時医療救護活動の流れ



第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

時期	状況	活 動 内 容
発災～6時間 【発災直後】	建物の倒壊や火災等の発生により、負傷者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	○ 市は、市災害医療コーディネーターの統括のもと、災害拠点連携病院や医師会等の関係機関と早急に連絡体制を確立する。 ○ 医療は、主として災害により現場で負傷したものを対象とし、救助・救出に伴う現場救護所での医療救護活動を行う。 ○ 救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて消防機関及び東京 DMAT と連携して行う。 ○ 多数の負傷者がいる場合はトリアージ*を行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者は、災害拠点病院への搬送に努める。 ○ 医薬品・医療資機材等は、主に外傷の対応とする。
6～72時間 【超急性期】	救助された多数の負傷者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶している状況	○ 医師会等は、事前の参集計画等に従って、災害拠点連携病院へと医師等のチームを派遣する。 ○ 災害拠点連携病院での医療救護活動を行う。災害拠点連携病院に搬送等された傷病人に対して、トリアージを実施。重症者は災害拠点病院（市民病院・南町田病院・他県拠点病院等）への搬送、中等症の者は災害拠点連携病院内での治療を受ける。軽症者は、応急手当や症状に応じた処方を受ける。軽症者で応急手当等の済んだもののうち、避難の必要がある者は、後に設置される救護連絡所へと向かうこととする。 ○ 歯科医療救護活動を同時に実施する。 ○ 市内の医療救護活動体制を把握した上で、災害医療コーディネーターの判断のもと救護連絡所を準備、設置する。 ○ 市は、開設した救護連絡所について、市民へ広報する。
72時間～1週間程度 【急性期】	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況	○ 災害拠点連携病院での混雑状況が緩和されてきた場合、医師会等は順次救護連絡所へと医療チームをシフトさせる。 ○ 開設された救護連絡所では、医師による巡回診療による軽症者の手当てを行う。中等症以上で継続的な治療が必要な者は、災害拠点連携病院へ搬送等により向かう。
1週間～1ヶ月程度 【亜急性期】	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	○ 災害拠点連携病院は、通常医療体制へと徐々に移行できるよう目指す。 ○ 市と医師会等は協力して、避難施設等における定点・巡回診療の実施を検討する。 ○ 市と医師会等は、慢性疾患等により専門医療が必要な者に対し、災害医療支援病院*等における治療が提供できるよう、調整する。

※災害医療支援病院 … 東京都地域防災計画上で、専門医療、慢性疾患への対応を行うとしている医療機関で、災害拠点病院（町田市では町田市民病院、南町田病院）及び災害拠点連携病院を除く全ての病院施設が該当する。

※トリアージ … トリアージとは、災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて治療優先順位を決めることをいう。また、トリアージを実施する際にはトリアージタグを使用し、症状に加え収容医療機関への緊急連絡事項等はトリアージタグに簡記する。一見して重傷にみえない挫滅症候群への注意が必要。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

■トリアージの実施基準

分 類	優先順位	識別票	症 状 の 状 態 等
無呼吸群／死亡群	第4	黒	既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの。または、気道を確保しても呼吸がないもの。
最優先治療群 (重症群)	第1	赤	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。
待機的治療群 (中等症群)	第2	黄	ア 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの。 イ 基本的には、バイタルサイン [※] が安定しているもの。
保留群 (軽症群)	第3	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど。

※ バイタルサインとは…体温、意識、呼吸、脈拍など、生きている基本的兆候

(2) 搬送手段の要請

救護統括班は、災害拠点連携病院等からの負傷者の搬送が、市だけでは対応できない場合、東京都地域災害医療コーディネーター及び都（福祉保健局）に搬送手段を要請する。

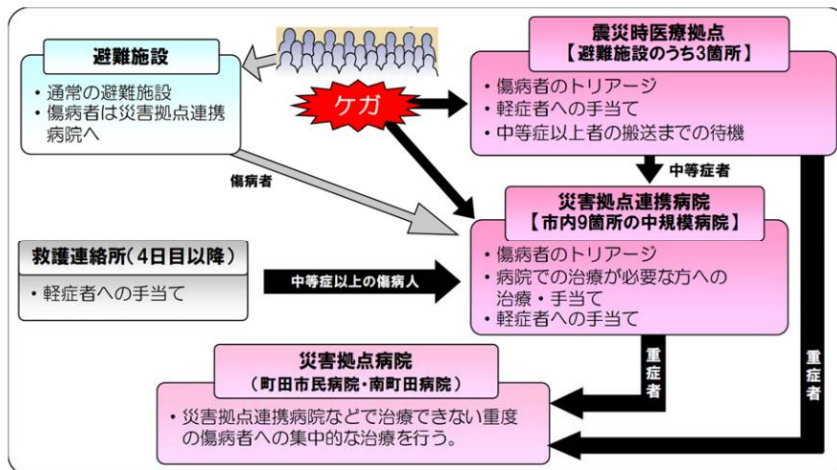
3 助産所の設置・活動

病院医療班は、助産所を助産施設のある市民病院内または、市内産科医療施設内に設け、災害のため助産の途を失った者に対し、介助等必要な救護を行う。

- ☐ 分娩の介助
- ☐ 分娩前及び分娩後の処置
- ☐ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

災害時医療救護

<災害時医療救護活動の流れ（超急性期（72時間以内））>



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立

(救護統括班、消防署、警察署、災害統括班)

1 災害拠点連携病院等からの搬送態勢

救護統括班は、市内の救急告示医療機関、その他病院の被災状況、稼働状況及び収容可能ベッド数を速やかに把握し、被災地・医療救護所及び災害拠点連携病院等からの負傷者・重傷者等の搬送態勢を確保する。

市内の病院で対応できない場合、救護統括班は、東京都地域災害医療コーディネーターに南多摩二次保健医療圏及び隣接二次保健医療圏の他医療施設へ転送を要請する。また、東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに被災地外・他県等の医療施設への転送を要請する。

※ 資料編 災害医療施設

2 被災地外・他県等の医療施設への搬送

救護統括班は、災害拠点連携病院の医師の判断により負傷者、医療制約者等のうち被災地外・他県等の医療施設に収容する必要のある者が生じた場合、消防署に搬送を要請する。

消防署で対応できない場合、救護統括班は、東京都地域災害医療コーディネーターに搬送手段を要請するほか、民間患者等搬送車の要請や調達輸送班の管理する緊急通行車両等による搬送を要請する。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

【搬送手段】	【救急隊の支援】
○ 医療救護チームの車両の使用	○ 傷病者の収容先医療機関の選定
○ 東京消防庁への搬送の要請	○ 災害拠点病院等への搬送
○ ヘリコプターによる搬送の要請	○ 傷病者の応急処置

3 医療スタッフ及び医薬品等の搬送

救護統括班は、被災地及び災害拠点連携病院・震災時医療拠点・救護連絡所等への医療スタッフ及び必要な医薬品等の搬送について、必要に応じて調達輸送班と調整する。搬送にあたっては、市所有の車両の他、すでに締結している関係機関との協定に基づき、バス等による搬送を活用する。

市による搬送が対応できない場合は、都に応援を要請する。

第6 市民病院の活動（病院管理班、病院医療班）

病院管理班は、市民病院内の被災状況、稼働状況及び収容可能ベッド数を速やかに把握し、他の災害拠点連携病院等から搬送される重傷病者の災害拠点病院としての態勢を確保する。

なお、市外の災害拠点病院への転送が必要な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに近隣市町村の医療機関での救護を要請する。

知事の要請があり、かつ市内の状況を踏まえて対応が可能な場合、傷病者の受入及び医療救護チームの派遣等、災害拠点病院としての必要な医療救護活動を行う。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

特殊医療

第7 特殊医療（救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班）

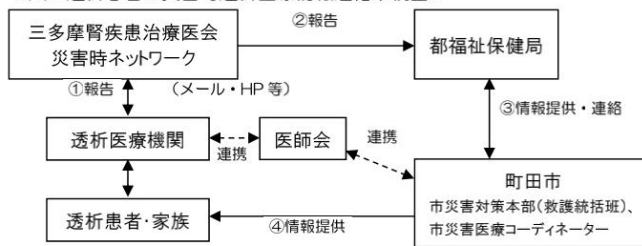
1 人工透析患者への対応

人工透析患者は、その多くが一回2時間以上を要する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも、透析医療の確保が必要である。透析医療機関と患者で検討されている災害時行動が円滑にとれるよう、市は適切な情報提供を行う。東京都福祉保健局や三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークからの情報を収集し、患者や家族からの問い合わせに対応する。

医療機関から透析医療用の水道水の要請があったときは、災害統括班が避難施設・応急給水応援班と調整し、必要な水の確保を行う。確保が困難な場合は、都保健福祉局に支援を要請する。

保健班は、避難施設運営を担当する各班と連携して、避難施設において透析が必要な患者を把握する。

＜人工透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図＞



■市内の透析医療機関

○市民病院	○南町田病院	○あけぼの病院
○町田慶泉病院	○ふれあい町田ホスピタル	○鶴川駅前クリニック
○成瀬腎クリニック	○グランハート透析クリニック	

2 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には要配慮者として医療施設などに救護する必要がある。

このため、保健班は関係する班と連携し、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成する個別支援計画で定めた方法等により、在宅難病患者の療養継続のための支援、また必要に応じて搬送及び救護を行う。

第3章 地震災害応急対策
第7節 災害時の医療救護・保健

被災者への保健対策（医療ケア）

第8 保健活動の実施（保健班）

保健班は、巡回健康相談チームを編成し、避難施設における健康相談や巡回健康相談を行う。また、市の編成では不足する場合は、都へ巡回健康相談チームの派遣を要請する。また、巡回健康相談チームは、東京 DPAT（第9参照）や医療機関等と連携し、次のような対応を行う。

- 健康相談の実施
- 保健活動の実施・評価
- 避難者への健康維持・増進活動についての支援
- 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア
- 歯科疾患や誤嚥性肺炎の予防を目的とした口腔ケアの啓発
- 健康調査の実施
- 避難施設や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- 避難者、在宅生活者や車中泊の被災者の健康相談の支援
- 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設に対し、必要な情報の提供
- 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動の実施
- 災害関連死や二次的健康被害の予防活動の実施

第9 精神保健医療（保健班）

保健班は、知的・精神障がい者や大規模な災害による急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対処するため福祉保健局へ東京 DPAT の派遣を要請し、情報提供等を行う。

なお、東京 DPAT は、次の項目の活動を実施し、福祉保健局等との連携により、応援職員及び他道府県 DPAT 等の受け入れ、診療医療機関の確保及び入院可能な病院の確保等を行う。また、東京 DPAT の活動は巡回健康相談チームと連携を図りながら行う。

- 被災した精神障がい者への継続的医療の確保
- 避難施設等での精神疾患の発症への救急対応
- 避難施設巡回相談等
- 相談や、治療に関する医療機関の紹介

第3章 第13節 要配慮者対策

第3章 地震災害応急対策

第13節 要配慮者対策

第13節 要配慮者対策

概 要	要配慮者及び避難行動要支援者は、災害が起こった時、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がいから迅速、的確な行動がとりにくいため、災害時は被害を受ける場合が多い。 このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。
--------	---

要配慮者とは	要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（その他特に配慮を要する者の例：妊産婦、外国人）
避難行動要支援者	避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
避難支援者	消防署、警察署、民生・児童委員、自主防災組織、消防団、その他市が判断した地域組織等、避難支援等の実施に携わる関係者

項 目	活動項目	初 動	応 急	復 旧	担 当
要 配 慮 者 対 策	第1 要配慮者の安全確保・安否確認	●			福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設
	第2 避難施設等における応急支援対策	●			福祉班、高齢者福祉班
	第3 二次避難施設等の確保と移送		●		福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班
	第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置		●		福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班
	第5 要配慮者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策			●	福祉班、高齢者福祉班、保健班

第3章 地震災害応急対策
第13節 要配慮者対策

要配慮者対策

第1 要配慮者の安全確保・安否確認（福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設）

要配慮者は、災害発生時または災害発生の恐れがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。災害発生時には、これらの情報に基づき迅速に安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

〈要配慮者への支援〉

高齢者 障がい者 難病患者 妊産婦 医療ケアを必要とする児（者）	病気や衰弱による震災関連死を防止し、避難施設等において、健康的な生活を営み、適切な医療処置を受けられるよう支援に努める。	福祉班 高齢者福祉班 保健班
乳幼児	保護者が不明な乳幼児の保護・養育を行う。	子ども生活班

1 要配慮者への情報の伝達

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または災害発生の恐れがある場合、要配慮者及び社会福祉施設等の利用者が、早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障がい者にも適した情報伝達、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。

2 避難行動要支援者の安全確保

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、地域や社会福祉施設等における避難支援者による避難支援及び安全確保を実施する。

なお、避難行動要支援者の支援は、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行うこととなる。そのため、平時から災害時の避難行動の支援は、法的な責任や義務を負うものでなく、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う旨を周知する。

〈避難支援者が避難支援を実施するにあたっての安全確保指針〉

- ・ 避難支援は、避難支援者本人又はその家族等の安全を守ったうえで行う。
- ・ 災害時の避難行動支援は可能な範囲で行う。

※ 平時から避難支援者に周知を図る。

第3章 地震災害応急対策

第13節 要配慮者対策

(1) 地域における安全確保

地域組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行う。そのため、市は特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するほか、避難支援者は個別支援計画等の情報を活用し、避難支援を行う。

避難支援にあたり避難支援等関係者は、責任を持って避難施設での登録手続きまで行うものとする。

(2) 社会福祉施設等における安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施する。

施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の地域組織、社会福祉関係団体、警察、消防署、福祉班及び高齢者福祉班または子ども生活班等に協力を要請する。

3 所在・安否の確認

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設責任者、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

(1) 避難施設での所在確認

福祉班及び高齢者福祉班は、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

(2) 在宅している要配慮者の安否確認

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

(3) 避難施設及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、情報統括班に行方不明者として報告する。

第2 避難施設等における応急支援対策（福祉班、高齢者福祉班）

1 避難施設における応急支援

(1) 応急救助支援措置実施のためのリスト作成

福祉班及び高齢者福祉班は応急的な救助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して作成する。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

- 避難施設単位で作成する。
- 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。
その他車椅子・つえ等介助用具、手話通訳者、点字広報紙等の要否を把握する。
- 二次避難施設、または特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

(2) 応急支援の実施

要配慮者の避難施設における生活を支援するに当たり、福祉班、高齢者福祉班及び避難施設責任者は、以下の応急支援を実施する。

① 必要な設備及び生活スペース等の確保

地震－122（258）

第3章 地震災害応急対策
第13節 要配慮者対策

【設備】

- 段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備（仮設トイレ、ポータブルトイレ等）、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保、マットレスや畳部屋等の確保、入浴の確保、授乳場所の確保 妊産婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

- スペースの割り当て（区画スペースの提供）、冷暖房等の配慮（適切な室内温度の調節）、プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮 等

② 必要物資の配給

【飲料水・食料】

- 初動活動期：飲料水及び食料（おかゆ、粉ミルク等）の優先的な配給
- 応急活動期：炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給（塩分、油分、野菜不足、暖かい食事、軟らかい食事、栄養食品（妊産婦用）等）

【生活物資】

- 紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③ ボランティア等の配置

- 手助けが必要な人及びその状況を把握し、町田市災害ボランティアセンターや職能団体を通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置する。

④ その他避難施設での配慮

- 健康状態のチェック、健康相談
- 聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供
- 避難施設での生活が困難な人の二次避難施設への移送
- 精神保健対策の実施
- 避難施設で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施
- 要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用
- その他、生活支援・福祉サービスの提供

2 社会福祉施設等における生活救援物資等の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、福祉対策部及び健康対策部に協力を要請する。

第3章 地震災害応急対策
第13節 要配慮者対策

3 在宅している要配慮者の応急支援

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び福祉団体の報告等により、避難施設等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難施設、二次避難施設、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

在宅する要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

- ☐ 住宅及び居住者の安全確認
- ☐ 情報サービスの提供
- ☐ 精神的な不安の排除（声かけの実施）
- ☐ ホームヘルプサービスの提供
- ☐ 入浴サービスの提供
- ☐ 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣
- ☐ 配食サービス・日用品・補装具等の提供
- ☐ 保健・医療の提供

第3 二次避難施設等の確保と移送（福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班）

1 二次避難施設等の確保

市では、市内の社会福祉施設等の一部と、災害時に避難施設で生活することが困難な要配慮者等を受け入れる内容の協定を締結しており、これら施設を『二次避難施設』という。二次避難施設では、通常の入所者・利用者のほか、可能な限りの範囲で、市から要請された要配慮者等の受入に応じることとなる。よって、避難者は直接二次避難施設へ避難するのではなく、一般の避難施設を経由し、市内での二次避難施設利用ニーズと受入余力を総合的に判断し、二次避難施設への移送及び他自治体等への移送を行う必要がある。

(1) 二次避難施設の開設

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設からの要配慮者支援要請に対して、要配慮者専用の二次避難施設を開設する。

【二次避難施設】

- ☐ 協定締結福祉施設
- ☐ 都立町田の丘学園

(2) 二次避難施設では対応できない場合

福祉班及び高齢者福祉班は、要配慮者の二次避難施設での受け入れが困難な場合、または二次避難施設での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れの先を確保する。

- ☐ 市内の病院等への特別受け入れ要請
- ☐ 都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
- ☐ 都(日赤、医師会等)へ市外老人ホーム・老人病院への特別受け入れ要請
- ☐ 民間アパート、家庭での受け入れ募集、あっ旋

第3章 地震災害応急対策
第13節 要配慮者対策

2 二次避難施設等への移送

福祉班及び高齢者福祉班は、二次避難施設が確保され次第、調達輸送班及び関係機関に要請して、随時要配慮者を移送する。主に次の方法で実施する。

- 調達輸送班による移送措置（食料等必要な物資も同時に輸送するよう努める）
- 町田市災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難施設入所者の協力支援による移送措置
- 市内バス会社、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

なお、被災した要配慮者は、精神的に不安になることが多い。そのため、心の頼りとなる家族等の同伴による入所を検討する。

3 二次避難施設等の運営支援

(1) 生活救援物資等の供給

市は、二次避難施設からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行う。

また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行う。

○飲料水 ○食料 ○生活必需品（毛布、マット、オムツ） 等

(2) 福祉専門職員の確保

福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置（福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班）

1 巡回ケアサービス

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。主に次のことを行う。

- 各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務
- 医師会（医療救護班を中心として）等との連携・協力による健康チェック
- ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- 障がい者施設職員等の協力による「生活環境チェック」サービス

2 相談業務

福祉班、高齢者福祉班及び保健班は、町田市庁舎及び市民センターの開設された相談窓口（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」参照）において、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者やその家族に対し総合的な相談に応じる。

第3章 地震災害応急対策

第13節 要配慮者対策

3 広報活動の要配慮者への配慮

広報広聴班の広報活動（第4節「災害時の広報」参照）、並びに町田市庁舎及び市民センターに開設された相談窓口は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら行う。

- 放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう聴覚障がい者向け伝達手段の併用（戸別訪問、拡大文字による情報提供、点字情報等）
- 周囲の市民に理解を得られるような配慮

第5 要配慮者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策

（福祉班、高齢者福祉班、保健班）

1 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け仮設住宅の供給は、第20節第8「応急仮設住宅の用地確保及び建設」により行うが、福祉班及び高齢者福祉班は、住宅供給班に協力し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- 要配慮者の住宅仕様別のニーズを把握する。
- 巡回ケア対策を配慮しながら、要配慮者が優先的に入所できるよう配慮する。

2 復旧期ケア対策の実施

福祉班、高齢者福祉班及び保健班は、関係各対策部及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策を、おおむね次のとおり行う。

- 要配慮者向け仮設住宅地等への24時間スタッフの派遣
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・精神保健医療対策
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施
- グループホーム入所者への支援措置

3 復旧期ケア対策に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談窓口設置期間中は、第18節第6「被災者総合相談窓口業務」により行う。

また、被災者総合相談窓口閉鎖後は、福祉対策部が窓口となり関係各対策部、関係機関・団体等の協力のもと実施する。